

## 障害支援区分の創設について（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 【障害支援区分開発に係るモデル事業について】

#### ・目的

「障害支援区分」の施行に向け、障害支援区分判定ロジック（案）に基づく認定調査及び審査判定を試行的に実施して、その結果を基に障害支援区分判定ロジック（案）の妥当性の検証を行ったうえで、障害支援区分判定ロジックの確定を行うことを目的とし実施されました。

#### ・スケジュール

	作業事項	実施期間
1	モデル事業対象者の決定・依頼	平成 25 年 6 月下旬～7 月下旬
2	試行的な認定調査	平成 25 年 8 月上旬～9 月中旬
3	試行的な審査判定	平成 25 年 8 月下旬～9 月下旬
4	報告データ作成・アップロード	平成 25 年 10 月中旬
5	アンケート票の返送	

#### ・対象（抽出）件数

3 障害×6 区分×2 件=36 件

### 【今後のスケジュール】

	内 容	実 施 時 期
1	審査判定基準省令 パブリックコメント実施	平成 25 年 12 月上旬
2	審査判定基準省令 公布	平成 26 年 1 月上旬
3	認定調査員等マニュアル	平成 26 年 1 月中旬
4	都道府県障害支援区分指導者研修(国研修) 開催	平成 26 年 1 月下旬
5	判定ソフト(障害支援区分判定ソフト 2014) 配布	平成 26 年 2 月上旬

## 障害支援区分への見直し

### 障害程度区分

#### 【定義】

障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

#### 【課題】

障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘。

#### ※二次判定で引き上げられた割合

[平成22年10月～平成23年9月]

身体：20.3% 知的：43.6% 精神：46.2%

[平成23年10月～平成24年9月]

身体：17.9% 知的：40.7% 精神：44.5%

### 障害支援区分

#### 【定義】

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すもの。

#### 【施行期日】

平成26年4月1日

#### 【適切な障害支援区分の認定のための措置】

政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 【法施行後3年を目途とした検討】

政府は、障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分施行後2年）を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。